

第1章

はじめに

(1) 計画の性格

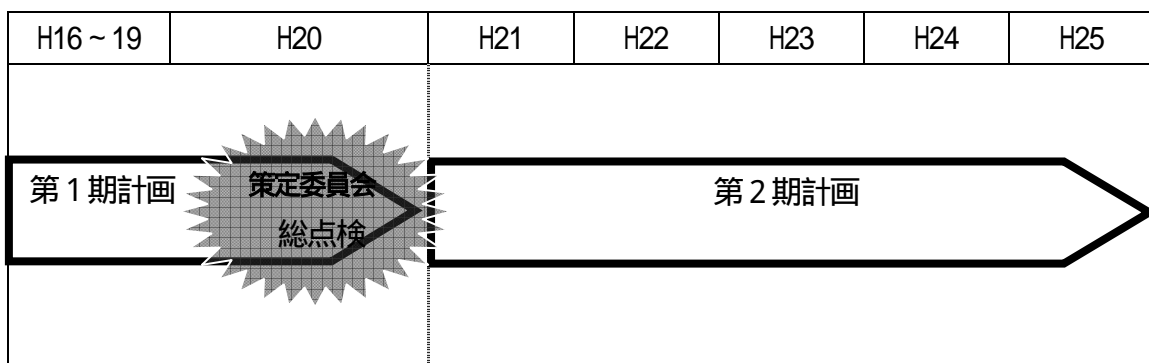
本計画は、社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画の達成のため、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉推進を支援するため策定することとされている「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものです。

また、平成16年3月に策定した「岐阜県地域福祉支援計画」は、平成21年3月末に計画期間が満了するため、その第二期計画として、福祉現場の声等を踏まえて各施策を総点検のうえ策定するものです。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

なお、市町村が策定する市町村地域福祉計画の内容、他の福祉関係計画の見直しや、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。



(3)他の福祉関係計画との関係

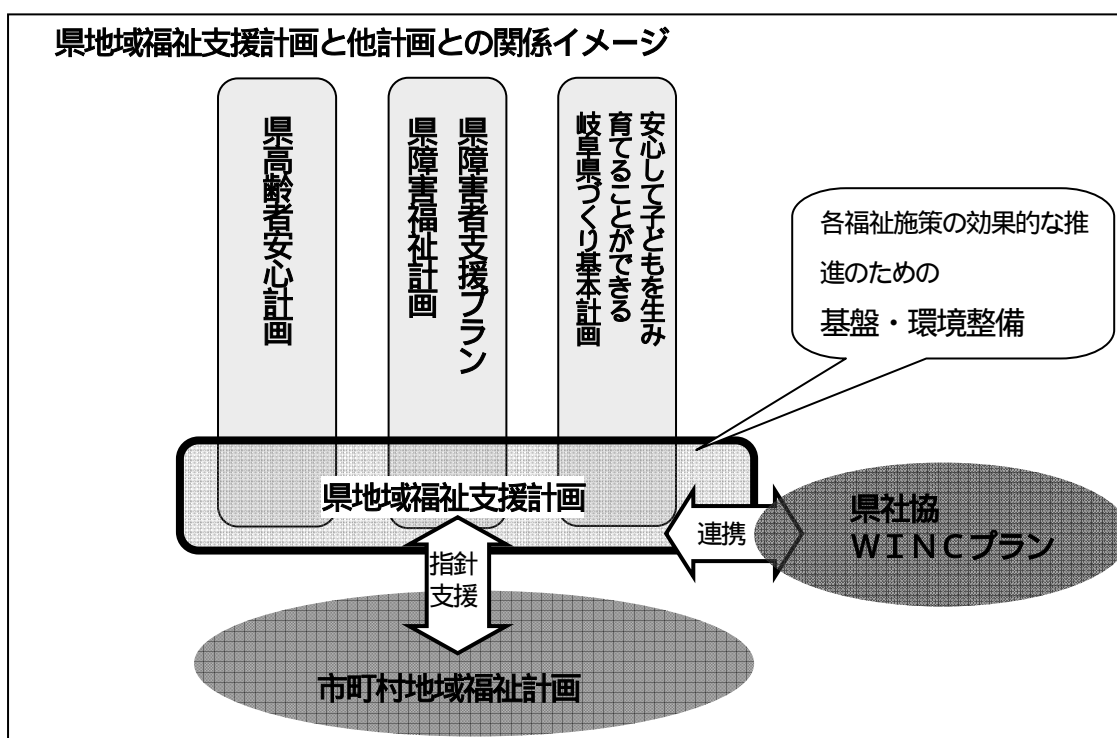
本計画は、「岐阜県高齢者安心計画」、「岐阜県障害者支援プラン」、「岐阜県障害福祉計画」、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画」など他の福祉関係計画による各施策の効果的な推進のための基盤・環境整備を担うものです。

また、他の福祉関係計画に規定された施策のうち、「地域」との視点から共通する施策を連結・体系化するとともに、計画相互の隙間を埋める役割を担います。

なお、「岐阜県地域防災計画」とは、一部内容を共有するなど相互に密接な連携を図りながら、災害時の要援護者支援対策を推進する関係にあります。

県以外が策定する計画との関係としては、市町村が市町村地域福祉計画を策定・改定するうえでの指針としての性格を持っています。

また、県社会福祉協議会が策定する「WINCプラン」(注)とは、相互に密接な連携を図りながら本県地域福祉を推進する関係にあります。



(注)平成19年3月策定。「ともに支える安心なまち」を基本目標に、住民参加による地域福祉活動の推進など5つの基本的な方向と、先駆的・開拓的な事業・活動の開発、施行、提案など3つの視点のもと、平成19年度から23年度までの5年間で取り組む県社協の事業と目指すべき組織・経営について定めた計画

W:「Well-being(その人らしい自立生活)」

I:「Inclusion(福祉サービスを必要とする人を社会の一員として包み、支え合う)」

N:「Normalization(共生)+Network(連携)」

C:「Community(地域)+Collaboration(協働)」

の4つをキーワードに、「21世紀に、岐阜県に、県民に、福祉関係者にウイंकしながら、豊かでほほ笑みのある福祉社会」を目指す。

(4) 計画の構成

社会福祉法第108条と国策定指針で計画に盛り込むべきとされた項目を基に、第2章では本県地域福祉の推進にあたっての課題を整理しました。

第3章では、本計画の理念を設定し、理念の実現に向けて3つの基本施策、9つの施策を掲げています。なお、この9施策は第2章で整理した9課題とも対応し、さらには社会福祉法と国策定指針で盛り込むべきとされた項目とも整合するものとなっています。

第4章～6章では、9つの施策を21の細施策・事業に分け、21細施策・事業毎に現状と課題を分析のうえ、県として今後の取り組み方針を設定しました。

社会福祉法第108条

「都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項」

国策定指針：平成14年1月28日付け「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」 P4参照

第2章

・地域福祉推進にあたっての課題を整理し、9課題を抽出

第3章

・計画の理念の設定
・9課題への対策として、9施策（3基本施策）を掲げる。

第4章

・9施策を21細施策・事業に分類

第5章

・21細施策・事業毎に現状と課題を分析のうえ、今後の

第6章

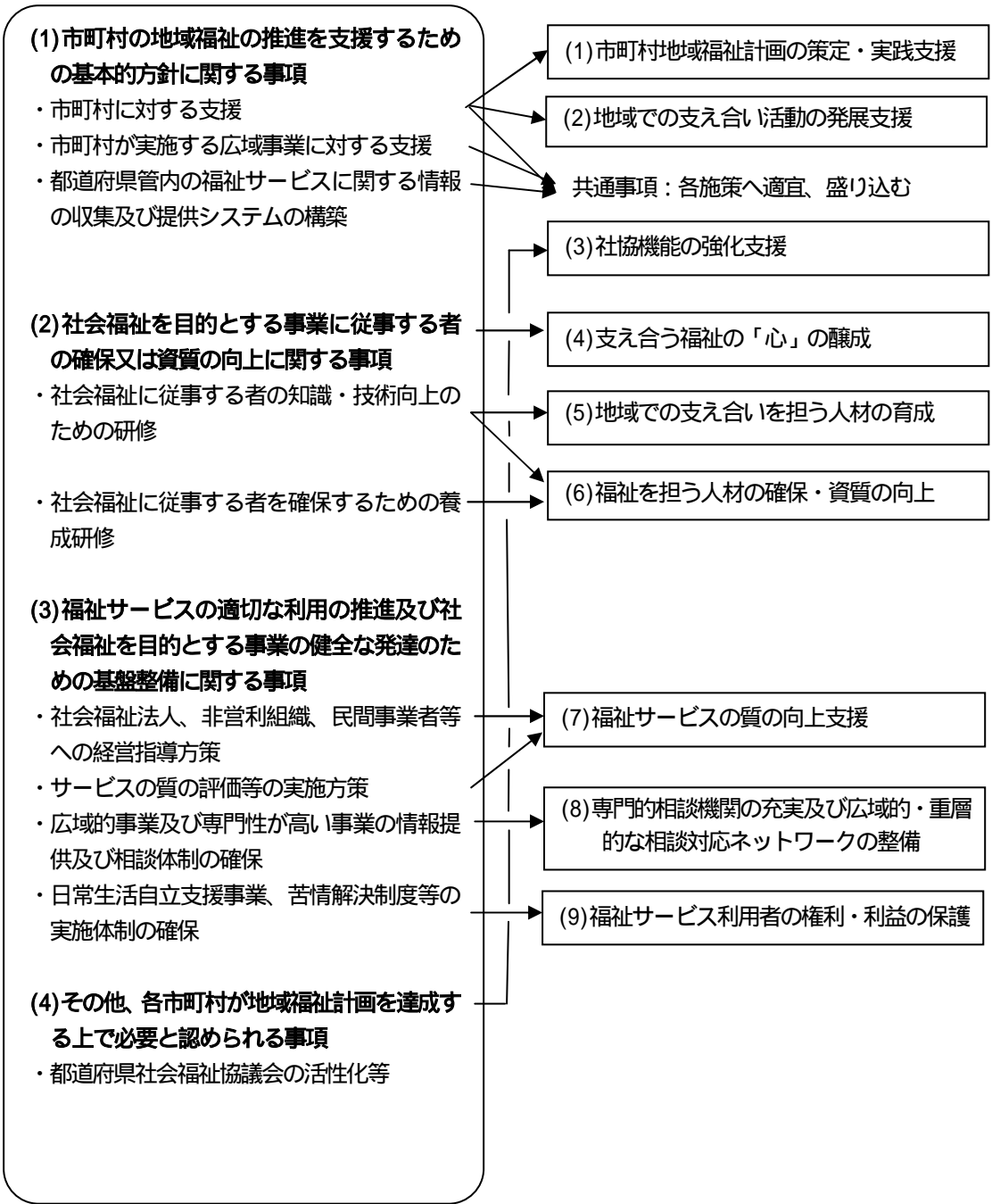
方針を設定

社会福祉法と国策定指針を基に、地域福祉推進にあたっての課題を9つに整理
9課題への対策として、9施策を設定

社会福祉法・国策定指針



本県地域福祉推進の課題とその対策（施策）



(5)策定にあたっての基本的な考え方

「現場の声」をもとにした計画策定

岐阜県地域福祉支援計画策定委員会（委員長：小林月子・岐阜大学教授）の構成委員は、実際に現場で活躍されている方々を中心に、幅広く選任させていただきました。

加えて、5圏域毎に地域会議を開催（各2回）し、すべての42市町村はもとより、県内の各界各層の福祉関係者からの現場の声・意見の集約に努めました。

	開催回数
岐阜県地域福祉支援計画策定委員会	3
岐阜県地域福祉支援計画WG	4
圏域別地域福祉推進協議会（地域会議）	10
パブリックコメント	-

厳しい財政環境の中、県民協働による福祉サービスの充実

厳しい財政環境にあって、地域の福祉課題が増大かつ多様化・複雑化・潜在化・深刻化するなか、本県福祉サービスを充実させていくためには、幅広い県民、県内関係機関・団体の理解と、協力・協働体制の構築が不可欠です。

「現場の声」をもとにした本計画は、幅広い県民の理解と協力・協働による本県福祉サービスの充実・発展を図るものです。

各主体の役割分担の明確化による効果的・効率的な地域福祉推進体制の整備

各施策・事業における今後の取り組み方針の策定にあたっては、各主体の役割と責任を整理したうえで、県の役割を明らかにしました。

例えば、地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実施策にあたっては、地域での住民の方々による自主的・自発的な取り組みを基本としつつ、市町村地域福祉計画等をもとに、市町村と市町村社会福祉協議会が計画的に住民活動を支援してい

く推進体制の整備が必要です。

このため県の役割としては、市町村と市町村社会福祉協議会による市町村地域福祉計画等の策定から、その実践としての地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実までの一連の取り組みに対し、県社会福祉協議会との連携のもと、切れ目無くトータルで後方支援（バックアップ）する体制を整えることであることを明確にしました。

(6)平成20年度・審議経過

5月12日 第1回・岐阜県地域福祉支援計画策定委員会WG
・骨子案等の検討



7月14日 第1回・岐阜県地域福祉支援計画策定委員会
・骨子案等の審議



8月 第1回・圏域別地域福祉推進協議会（地域会議）
・施策・計画素案等の検討 8/21 西濃、8/22 岐阜、8/27 飛騨、8/28 東濃、8/29 中濃



8月25日 第2回・岐阜県地域福祉支援計画策定委員会WG
・骨子案等の検討



9月19日 岐阜県議会・平成20年第4回定例会 骨子案等の説明会
・骨子案等の審議



10月31日 第3回・岐阜県地域福祉支援計画策定委員会WG
・施策・計画素案等の検討



11月27日 第2回・岐阜県地域福祉支援計画策定委員会
・施策・計画素案の審議



12月1日~1月8日 パブリックコメント
・計画案に対する意見募集



12月 第2回・圏域別地域福祉推進協議会（地域会議）
・計画案の検討 12/17 西濃、12/19 中濃・東濃、12/22 岐阜、12/24 飛騨



1月22日 第4回・岐阜県地域福祉支援計画策定委員会WG
・計画案の検討



2月9日 第3回・岐阜県地域福祉支援計画策定委員会
・計画案の審議



3月 岐阜県議会・平成21年第1回定例会
・計画案の審議・議決

本計画では、次のとおり略称で表記することとします。

- ・民生委員・児童委員及び主任児童委員 「民生委員」
- ・社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 「県社会福祉協議会」又は「県社協」
- ・社会福祉法人市町村社会福祉協議会 「市町村社会福祉協議会」又は「市町村社協」

特に第4章、第5章、第6章においては、原則として、本文(「1現状・経緯」、「2課題」、「3方針」)では「県社会福祉協議会」又は「市町村社会福祉協議会」と表記し、それ以外(「 」又は「 」で始まる具体的施策、表、イメージ図等)では「県社協」又は「市町村社協」と表記することとします。

- ・市町村・支部社会福祉協議会又は地区社会福祉協議会 「支部社協」
- ・社会福祉法人岐阜県福祉事業団 「県福祉事業団」
- ・社会福祉法人岐阜県共同募金会 「県共同募金会」
- ・平成14年1月28日付け社会保障審議会福祉部会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」 「国策定指針」

本計画では、次のとおり略称で表記することがあります。

- ・岐阜県地域福祉支援計画 「県計画」
- ・岐阜県ボランティア・市民活動支援センター 「県ボランティアセンター」
- ・市町村地域福祉計画 「市町村計画」
- ・社会福祉事業者 「事業者」
- ・社会福祉協議会 「社協」

地域での支え合い活動(団体)について

- ・住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていく(地域福祉推進の目的)ために、地域住民が主体的に取り組む地域(在宅)の要支援者に対する制度外の福祉サービス提供活動(団体)については、本計画では主に「地域での支え合い活動(団体)」と表現することとします。

第4章、第5章、第6章での具体的施策の実施主体の表記について

- ・県による取り組みを「 」、県以外による取り組み(県はこの取り組みを支援)を「 」で表記し、施策実施にあたっての役割分担を一層明確にすることとします。